

認定審査会委員 選考基準

【必須条件】

宮城県作業療法士会（以下、県士会）の会員であり、認定審査に資する知識・経験を持ち合わせている者。

【優先事項】

1. 県士会が実施する各年度の介護認定審査会・障害支援区分判定等審査会への参画（継続）希望調査に応募している者。
2. 県士会において部員、委員等として活動を行っている者。
3. 現任者、但し各審査会の委員として10年に満たない者。
4. 審査委員は介護認定・障害支援区分を重複しない。ただし、対象地区に希望者がいない場合であり、対象となる自治体が重複を認めた場合はこの限りではない。

附則：この規定は令和6年11月1日より施行する